

平成24年度 桶川市 子どもフォーラム

今年で10回目をむかえた子どもフォーラムが市内の小学校6年生21人の参加により、8月30日、市民ホールで開催されました。

子どもフォーラムは、桶川市の将来を担う子どもたちが、自分たちの住んでいるまちについて、自らの視点で提言を行い、市政に反映させるとともに、次代を担う子どもたちに地方自治への関心を高めていただくことをねらいとして行っています。

当日は分野別に4グループを構成し、最初に各自の考えた問題点や対策を発表した後、グループとしてまとめた意見を市長へ提言していただきましたので紹介します。

A グループ ゴミをなくして緑の街へ

「解決しよう!! 桶川の環境問題」

今の課題

最近、市内の公園や学校、駅前、道路などにゴミが落ちているのを多く見かけます。このままでは緑が減ってしまいます。

将来像

- ゴミのポイ捨てのない市になってほしい。
- 自ら進んでゴミの拾える人が多くなってほしい。
- 緑が多くなってほしい。

みんなができること

- ゴミ拾いなどのボランティア活動に参加する。
- 木を植える活動をする。
- ポスターでの呼びかけをする。
- ポイ捨てをしている人がいたら注意する。

まとめ

みんなで桶川の環境問題を考えて自慢できる市にしていきたいと思いました。



B グループ もっと安全な道路へ

「道を広く、通やすく!!!」

今の問題

- 道がでこぼこしている。
- 砂利道がある。
- 道がせまく、縁石のあるところが少ない。
- 段差がある。
- 放置自転車が、道路をせまくしている。そのため、不自由な方や車いすが通りにくい。

将来像

- 放置自転車の整備。
→場所を有効に使えるよう地下に駐輪場を作る。
- 歩行者、自転車、車が、それぞれ安全に通れるように道を分ける。
- 中山道の道が狭くて人とぶつかりそうになるので、そこに目をつけてほしい。
- バリアフリーがどこでもあり、みんなで助け合える。

これからの対策

- 歩行者や自転車などが安全に通れるようにガードレールの設置。
- 自分の身は自分で守る。
- 危険な道路をなるべく避け、他の道を通るのが事故にあわないための一番の対策。
- 音がる信号機の設置。
- みんなが相手の事を思いやる通行ルールを広げたい。
- 点字ブロックをどこにでも設置する。



【市長講評】

それぞれのグループで自分たちの意見を出し合い、1つのものにまとめたものを発表してもらいました。本日は皆さんにとって貴重な経験になったと思います。本日、各グループからいただきましたご提案によく耳を傾け、これからの街づくりに生かしていけるよう頑張ります。

桶川市長 岩崎 正男

参加者 (敬称略)

桶川西小：小久保涼都・下地 真未・多田 桃加
加納小：山口 真由・吉見 貴志・中野 辰海
川田谷小：清水 孝市・増田 朋・水谷 莉子
桶川東小：新谷 朋花・四ツ屋優香・加藤 祭里
日出谷小：高梨 恭・佐々木 岳・金子 優美
朝日小：山中 美樹・佐藤 亜美・山口 智也
桶川小：殿塚 星・石井 崇之・高橋 成



C グループ みんなが笑顔になれる街

「桶川市のみんなで 遊べる公共施設」

問題点

- 公共施設が少ない。
- ボールの禁止が多い。
- ボール遊びができないことからボール投げの結果が県の平均より下回った。
- 桶川市の人口一人あたりの公園の面積が(2.7㎡)少ない。
- 公園が少ないし、大きな公園に行くのに時間がかかる。また公園が小さいから大勢で遊べない。

改善点

- サン・アリーナなどの公共施設、小学校の体育館を貸し出しが出来るようにしてほしい。
- ボール遊びを解禁するために、公園の周りにネットなどを張り、ボールが外に転がらないようにしてほしい。
- 天気に関係無く遊べる公共施設がほしい。
- 1人あたりの公園面積を6㎡ぐらいに増やしてほしい。



D グループ 人と人が繋がる街

「人と人がつながって 安全にくらせる桶川」

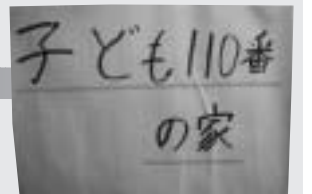
問題点

- 不審者が多い
- 大声でさけんでも来てくれるか不安。
- 子ども110番の家に行きづらい。

→地域とのつながりが少ない。

対策・改善点

- 子ども110番の家
子ども110番の家と人の写真つきの地図を作る。子ども110番の家の人との交流会をする。
- 歴史めぐりマラソン大会を開こう！
いざという時に子ども110番の家に助けを求めやすくなるため、市民マラソンなどを行って顔見知りになる。
- みんなでゴミひろい
ゴミ拾いをする事で知らない道や場所を知ることができる。また、地域の人と一緒にゴミ拾いをする事で交流を深める。
- あいさつ運動
あいさつをすることで、コミュニケーションを深める。また、地域に出て行ったり、地域の人に来てもらってのあいさつ運動をすることで、つながりを深める。



総務省自治税務局長特別表彰を受賞

総務部収税課が、平成24年度総務省自治税務局長特別表彰を受賞し、10月2日に東京都内で開催された表彰式典において、自治税務局長から表彰状が授与されました。

総務省自治税務局長特別表彰は、地方税務行政の運営に特に貢献したと認められる地方公共団体の組織などを表彰し、全国に紹介することによって、地方税務行政の一層の推進・適正化を図ることを趣旨に贈られるものです。

受賞団体は、地方税の賦課徴収事務などに関し、全国的に見て先進的な取り組みを行い、顕著な功績を上げ、真に全国の模範となると認められるものを基準として審査決定されるものです。本年度の団体表彰は、本市が全国で唯一の受賞団体です。



多重債務者相談

- 市内ネットワークによる多重債務相談と救済
平成19年度から開始された多重債務相談は、全国的にも先進的な市内ネットワークを整備し、相談窓口を通じ弁護士、司法書士などと連携して納税者の多重債務の解消に努めてきました。

納期限内納付の向上

- 自主納付の働きかけ
- 口座振替制度の利用促進
口座振替申込みは簡易なハガキ様式により、口座振替率の向上を図っております。口座振替による収納額の割合は高く、納税者皆様の納税意識の高さが表れています。平成23年度市税全体の口座振替納付率は47.6%となっています。
- コンビニ収納の開始
平成21年4月からコンビニ納付を開始して、納付窓口の拡大を行い自主納付がよりしやすくなりました。
- 土曜開庁により納税相談
平日に来られない人を考慮し土曜午前に相談課窓口を開設し、個別に納税相談が行える環境を整えています。直接お話を伺い、納得していただく中で完納に向けた収納事務を行っています。

滞納整理の強化

- 新たな滞納整理手法による納付の強化
動産のインターネット公売を実施し、公売代金を市税に充当しています。
- 滞納処分の強化
財産調査を行い地方税および国税徴収法による財産の差押え、換価を行っています。収入未済額を圧縮し、徴収率は年々上昇しています。また、差押件数は、平成19年度に比べ平成23年度は約2.4倍の差押（597件）を実施、換価金額も約2倍となりました。
- 徴収職員のスキルアップ
地方税法に則った公平・公正・適正な滞納整理をさらに推進するため、平成19年度から国税OBを市税収納指導担当として配置し、滞納整理の進まない事案を収税課職員で協議・研究し、解決に向けて取り組んでいます。また、職員が資質を高め、専門的知識の吸収を図るため内部研修体制を確立しています。

新たな滞納者の抑制

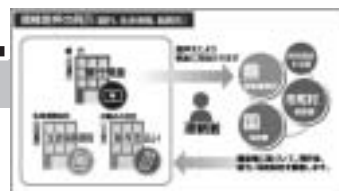
- 現年滞納事案の早期着手
- 現年高額滞納事案を早期から納付履行を監視し、早期滞納整理に着手しています。
- 賦課担当との連携強化により、現年高額滞納事案の未然防止、期限内納付を励行しております。平成23年度現年納税率は、埼玉県下39市の中で市県民税（99.22%）・固定資産税（99.45%）・軽自動車税（99.02%）・国民健康保険税（95.58%）がすべて第1位となりました。

◇市では、今後も関係機関との連携により滞納整理を進めるとともに、現年度課税分の納期限内納付の向上、そして公平・公正・適正な滞納整理に努めていきます。

納税者の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いします。

問合せ □ 収税課

11月～1月は滞納整理強化期間です



市税(市県民税・法人市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税)、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料(以下「市税など」といいます。)に対する納税者の信頼を確保するため、市では、11月～1月を「滞納整理強化期間」として、市税などの滞納整理を強化します。

具体的には、日曜納税相談窓口の開設や夜間納税相談窓口の実施などにより、自主納付をお願いするとともに、納税意思のない滞納者に対しては、地方税法および国税徴収法の規定に基づき、給与・預貯金・生命保険・不動産・自動車などの財産の差し押えを実施します。

市税などが未納となっている人は、早急に納付されますようお願いいたします。

なお、納付が困難である特別な事由がある場合には、必ず収税課までご相談ください。

【納税には便利な口座振替を】

市税などの納付には、納め忘れもなく、納付の手間も省ける口座振替が便利です。

口座振替を希望される人は、市役所または市内各金融機関の窓口にあります「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みください。

なお、口座振替の結果につきましては、随時お手元の通帳によるご確認をお願いします。

市税などの納付場所は納付書の裏面をご覧ください。

【滞納整理強化期間の期間中納税相談窓口を拡大します】

滞納整理強化期間の期間中は、次のとおり納税相談窓口を開設します。

●日曜納税相談窓口

と き▶12月9日(日)・16日(日) 午前9時～午後4時

ところ▶収税課(市役所西庁舎)

●夜間納税相談窓口

と き▶12月10日(月)～14日(金)(水曜日を除く)

午後7時まで

ところ▶収税課(市役所西庁舎)

滞納処分についてお答えします

市税などを納付しないとどうなるの？

- 督促状、催告書などによっても納付されなかった場合は、他の納税者との公平性の観点から、財産を差し押さえます。
- ※財産を差し押さえるにあたっては、事前の通告なく、差し押えを実施します。

どんな財産を差し押さえるの？

- 預貯金、給与、生命保険や売掛金、不動産、自動車、動産(貴金属類、腕時計、ハンドバックなど)など、換価が有効と判断される財産について、差し押えを実施します。



どうやって財産を調査するの？

- 各金融機関に対する預貯金の調査や、勤務先への給与調査、取引先への売掛金調査などを実施します。
- 財産が発見できない場合は？
- 各調査で財産が発見できなかった場合には、警察官などの立会のうえ、複数の市役所職員が自宅や店舗などを訪れて搜索を実施し、直接財産を差し押える場合があります。

市の差押・公売実績 (単位: 件)

		21年度	22年度	23年度
差押	不動産	18	24	7
	預金	342	355	455
	所得税還付金	5	0	29
	給与	7	2	11
	生命保険	39	72	81
	その他	5	7	6
	合計	416	462	597
公売	動産	0	2	8
	不動産	2	0	0
	合計	2	2	8



差押・公売による換価金額(市税等充当額) (単位: 円)

	21年度	22年度	23年度
市税等へ充当	43,563,878	42,824,379	50,631,919
延滞金へ充当	5,379,948	4,098,947	3,801,836
合計	48,943,826	46,923,326	54,433,755

※「換価」とは差押財産を金銭に換える強制的な措置をいう。

市税等滞納処分の流れ

納税通知書
発送



督促状
発送

納期限を過ぎると延滞金が発生します。

催告書発送・電話



財産差押



換価処分

債権取立
公売実施



人事行政の運営状況等を公表

市職員の給与や勤務条件の状況などを市民の皆さんにお知らせします。 問合せ☎総務課

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1)新規採用の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分	新規採用				再任用	任期付
	受験人数	採用人数				
		男	女	合計		
一 般 行 政 職	105	15	9	24	19	7
事 務 職（一 般）	75	10	4	14	18	3
事務職(社会福祉士)	7	1	2	3	0	0
技 術 職（土 木）	17	4	0	4	0	0
技 術 職（建 築）	—	—	—	—	1	0
保 育 士	6	0	3	3	0	3
栄 養 士	—	—	—	—	0	1
現 業 職	—	—	—	—	1	0

※再任用、任期付については、平成24年4月1日に在籍している職員数です。

(2)退職の状況 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

区分	定年退職	勸奨退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	17	4	1	0	0	0	0	6	28
現業職	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4)職位別昇格者数 (平成24年4月1日付)

職位	部長級	次長級	課長級	主幹級	主査級	主任級	主事級
昇格者数	1	4	5	9	20	5	17

(5)職員数の状況 (各年4月1日現在)

職員数	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
	464	459	450	449	439	435	434	430	430	433

2 職員の給与の状況

(1)職員給与費の状況 (平成24年度普通会計予算)

区分	職員数	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
24年度	421人	千円 1,597,425	千円 313,406	千円 579,036	千円 2,489,867
注1) 職員手当には退職手当を含みません。 注2) 給与費は当初予算に計上された額です。					

(2)職員の平均給料月額および平均年齢の状況

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
325,734円	41.2歳

(5)人件費の状況 (平成23年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費比率(B/A)	注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。
23年度	平成24年3月31日現在 75,264人	千円 19,940,914	千円 636,327	千円 3,838,020	% 19.2	

(6)一般行政職の級別職員数の状況 (平成24年4月1日現在)
(標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補技師補	主事技師	主任	主査	主幹	課長	次長	部長	
職員数	28	64	49	64	35	33	17	6	296
構成比	9.5%	21.6%	16.6%	21.6%	11.8%	11.2%	5.7%	2.0%	100%

(7)職員手当の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	期末・勤勉手当	退職手当		扶養手当(月額)	住居手当(月額)	地域手当
桶川市	年間支給率3.95月分(2.1月分) 職制上の段階、職務等による加算措置 ()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合	勤続年数 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度	自己都合 23.50月分 33.50月分 47.50月分 59.28月分	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 満16～22歳までの子 5,000円加算	借家等居住者 最高27,000円まで 持家居住者 4,500円 (支給率) 3%
国	年間支給率3.95月分(2.1月分) 職制上の段階、職務等による加算措置 ()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合	勤続年数 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度	自己都合 23.50月分 33.50月分 47.50月分 59.28月分	勸奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 満16～22歳までの子 5,000円加算	(支給率) 3% 桶川市地域

地域手当	地域における民間の賃金水準や物価等の事情を考慮して支給する手当
通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額、交通用具利用者は距離に応じて算出した額
特殊勤務手当	著しく危険、不快な業務など、特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当、清掃作業手当や行旅死亡人取扱手当など6種類。
時間外手当	(1時間当たりの算出方法) (給料月額+地域手当)×12月 1週間の勤務時間×52 × 125 100 ～ 175 100

区分	給料月額等	期末手当
市長 副市長	912,000円 780,000円	年間3.50月分 ※支給額の減額 市長：10% 副市長：5%
議長 副議長 議員	437,000円 384,000円 358,000円	年間3.75月分 ※支給額の5%減額

(8)特別職の報酬の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当
市長 副市長	912,000円 780,000円	年間3.50月分 ※支給額の減額 市長：10% 副市長：5%
議長 副議長 議員	437,000円 384,000円 358,000円	年間3.75月分 ※支給額の5%減額

(3)育児休業等取得状況

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)		
区分	男	女
継続	0	5
新規	0	8

(4)時間外勤務の状況

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)		
対象職員数	時間外勤務総時間数	平均時間外勤務時間数(1ヵ月)
296	30,453	10.3

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況 (平成24年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
38時間45分	始業	終業	休憩時間	週休日
	8：30	17：15	60分	土・日曜日

(2)年次有給休暇の取得状況 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数
15,674日	4,233日	409人	10.3日

4 職員の分限および懲戒処分の状況 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(1)分限処分 3人 (2)懲戒処分 0人

5 職員のサービスの状況

(1)職員の守るべき義務の概要

法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限

(2)営利企業等従事の許可状況 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

1件(区長委嘱) 1件(農業従事)

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の概要 (平成23年4月1日～平成24年3月31日) 延べ396人参加

①階層別研修 155人

内訳…新規採用職員研修(前期・後期)、中堅職員研修Ⅱ(意識改革研修)、中堅職員研修Ⅲ(憲法)、主査級研修、主幹級研修、課長級研修、部次長級研修 ほか

②特別研修 149人

内訳…人事評価者研修、女性職員のキャリアアップ研修 ほか

③派遣研修 92人

内訳…自治大学校、自治人材開発センター、市町村アカデミー、北足立北部共同研修会 ほか

(2)職員の勤務成績の評定方法および活用方法の概要

職務遂行に現れた職員の保有する知識、能力、執務姿勢等を職員ごとに評価し、評価結果は人事配置や職員の処遇に反映しています。

7 職員の福祉および利益の保護の状況 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(1)定期健康診断の実施状況 427人

(2)公務災害等の発生状況 公務中 1件 通勤中 1件

8 埼玉県央広域公平委員会からの報告事項

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況 平成23年度は、措置要求案件はありませんでした。

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況 平成23年度は、不服申立て案件はありませんでした。

11月は『児童虐待防止推進月間』です

～気づくのは あなたと地域の 心の目～



平成24年度「児童虐待防止推進月間」標語

桶川市要保護児童対策地域協議会

子どもの虐待を未然に防ぎましょう

たとえ「しつけのつもり」であっても、虐待は子どもの心や体に深い傷を残し、健全な成長を妨げる大きな原因となります。

連絡（通告）により、問題を抱え困っている家庭に支援の手を差し伸べ、子どもをまもることができます。連絡（通告）による職員の訪問は、虐待者を処罰することではなく、支援のきっかけとお考えください。また、連絡をされた人の秘密は守られます。

あなたにできること…



- 子育て中の親子に優しいまなざし、あたたかい見守りをお願いします。
- 子育てに悩んでいる人は、ひとりで悩まずに相談をしてください。
- 虐待で苦しんでいる子どもは、がまんしないで相談してください。
- もしできるなら虐待を受けた子どもたちの親代わり（里親）になってください。
- 「気にかかる子」や「もしかして虐待では？」と思ったときには下記の相談機関に連絡してください。

子ども虐待とは…

身体的虐待	なぐる、ける、首をしめる、やけどを負わせる、体を激しく揺さぶるなど
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど
心理的虐待	「死んでしまえ」「産まなきゃ良かった」などのひどい言葉で傷つける、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で、夫婦間で暴力をふるうなど

もしかして…と感じたら迷わず連絡（通告）を！

- ▶ 桶川市役所こども支援課
- ▶ 埼玉県中央児童相談所
(月～金 午前8時30分～午後6時15分)
- ▶ 児童相談所休日夜間児童虐待通報ダイヤル

☎786-3211

☎775-4152

☎779-1154

